

愛知県「休み方改革」イニシアチブ認定ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 本使用規程は、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体として登録された企業・団体（以下「賛同企業・団体」という。）が、愛知県「休み方改革」イニシアチブ認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークの使用については以下のとおりとする。

- (1) 賛同企業・団体等は、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができる。
- (2) 賛同企業・団体等は、愛知県「休み方改革」イニシアチブの登録が承認された日以降、ロゴマークを無償で使用することができる。
- (3) ロゴマークの使用期間は、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体登録要項第8条第1項で定める期間とする。
- (4) 賛同企業・団体等は、ロゴマークを自己のものとして商標登録又は意匠登録を行うことはできない。
- (5) 賛同企業・団体等は、有償で頒布する製品・商品等にロゴマークを表示するなど、営利目的でロゴマークを使用することはできない。
- (6) 賛同企業・団体等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。
- (7) 賛同企業・団体等は、愛知県「休み方改革」イニシアチブの登録の取消等により、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができない。
- (8) 愛知県及び賛同企業・団体等以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができない。ただし、愛知県「休み方改革」イニシアチブを広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、愛知県の許諾がある場合には、この限りではない。
- (9) ロゴマークは、賛同企業・団体等の事業又は広告あるいはそれらにかかる商品やサービス等の内容や品質を保証するものではないことから、賛同企業・団体等は、県民等に誤認させるような方法でロゴマークを使用することはできない。

(使用の中止)

第4条 ロゴマークの使用に関し、以下の事項に該当すると認められる場合、愛知県はその使用を差し止めることができる。

- (1) 第3条の規程に違反したことが明らかになったとき。
- (2) 愛知県が別に定めるロゴマークの使用について必要な事項に反する使用を認められたとき。
- (3) その他愛知県がロゴマークの不適切な使用を認められたとき。

(権利)

第5条 ロゴマークに関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第6条 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情等が発生した場合は、賛同企業・団体等が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、愛知県はその責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第7条 愛知県は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて賛同企業・団体等に報告を求め、調査を行うことができる。

(責任の制限)

第8条 愛知県はロゴマークの使用及び使用の中止に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 本使用規程に定めるものの他、ロゴマークの使用について必要な事項は、愛知県が別に定める。

(附則)

この規程は、令和7年5月29日から施行する。

【愛知県「休み方改革」イニシアチブ認定ロゴマーク】



愛知県「休み方改革」
イニシアチブ